

岩倉市建設工事等に係る入札結果等の公表事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）に定めるもののほか、岩倉市が行う建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）並びに測量、調査、設計及び監理業務（以下「建設コンサルタント等業務」という。）に係る入札及び契約事務の適正化及び透明性の確保のため、入札及び契約内容等の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(発注見通しの公表)

第2条 発注見通しの公表は、毎年度4月1日以後遅滞なく、当該年度における予定価格が250万円を超えると見込まれる建設工事及び建設コンサルタント等業務に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 建設工事又は建設コンサルタント等業務の名称、場所、期間、種別及び概要
- (2) 入札及び契約の方法
- (3) 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）

2 市長は、少なくとも毎年度1回、10月1日を目途として、前項の規定により公表した発注の見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表するものとする。

(公表の対象)

第3条 次条及び第5条の規定による公表の対象は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 予定価格が200万円を超える建設工事
- (2) 予定価格が100万円を超える建設コンサルタント等業務

(入札及び契約の過程に関する事項の公表)

第4条 次に掲げる事項を定め、又は作成したときは、遅滞なく、当該事項を公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

- (1) 一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿

(2) 指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿

(3) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

2 次に掲げる事項は、入札事務の整理後速やかに公表するものとする。ただし、入札が不調に終わった場合は、これを公表しない。

(1) 入札執行日

(2) 建設工事又は建設コンサルタント等業務の名称

(3) 予定価格

(4) 一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格

(5) 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称

(6) 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称

(7) 建設工事の指名競争入札を行った場合におけるその者を指名した理由

(8) 入札者の商号又は名称及び入札金額

(9) 落札者の商号又は名称及び落札金額

(10) 低入札価格調査の結果、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由

(11) 最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称

(12) 総合評価競争入札を行った場合における次に掲げる事項

ア 総合評価競争入札を行った理由

イ 落札者決定基準

ウ 価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由

エ 低入札価格調査の結果、落札者となるべき者を落札者とせず他の者のうち

価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を
落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由

(契約の内容に関する事項の公表)

第5条 契約を締結したときは、次に掲げる事項を遅滞なく公表するものとする。

- (1) 契約の相手方の商号又は名称
- (2) 建設工事又は建設コンサルタント等業務の名称、場所、種別及び概要
- (3) 着手の時期及びしゅん工又は完了の時期
- (4) 契約金額

2 随意契約を行った場合は、契約の相手方を選定した理由を遅滞なく公表するものとする。

3 第1項の契約について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る同項第2号から第4号までに掲げる事項及び変更の理由を公表するものとする。

(公表の方法)

第6条 公表は、会計管財課において閲覧に供するものとする。併せてインターネットを利用して公表することができるものとする。

2 あいち電子調達共同システム(CALS/EC)により電子入札を行った案件については、前項のインターネットを利用する方法により行う公表は、同システムによるものとする。

(公表の期間)

第7条 公表の期間は、第2条に定める事項については公表した日の属する年度の末日までとし、第4条及び第5条に定める事項については公表した日から起算して5年が経過した日の属する年度の3月31日までとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札の公告若しくは指名の通知をする競争入札又は随意契約について適用し、施行日前に入札の公告若しくは指名の通知をした競争入札又は随意契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札の公告若しくは指名の通知をする競争入札又は随意契約について適用し、施行日前に入札の公告若しくは指名の通知をした競争入札又は随意契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。